

松山港自然災害対策委員会会則第3条第1号の規定に基づき、次のとおり松山港自然災害対策措置要領を定める。

## 松山港自然災害対策措置要領

### 1 目的

松山港（港域の境界付近を含む。以下同じ。）における台風、津波、発達した低気圧等に起因する海難等の災害の発生が予測される場合に、松山港自然災害対策委員会の会員（以下「会員」という。）及びその関係者が措置すべき事項を明示し、もって「松山港自然災害対策委員会（以下「委員会」という。）会則」に定める目的を達成するものとする。

### 2 対策の実施

会員は、松山港長（以下「港長」という。）からの注意喚起及び勧告に従い、次のとおり台風等による海難及び災害の防止のための諸対策を実施する。

#### （1）台風対策

台風に関し港長から注意喚起又は勧告が発せられた場合は、別表1「台風に対する船舶対応表」に定める措置を実施する。

#### （2）発達した低気圧等対策

発達した低気圧等に関し港長から注意喚起又は勧告が発せられた場合、別表2「発達した低気圧等に対する船舶対応表」に定める措置を実施する。

#### （3）津波対策

イ 地震・津波に関し港長から注意喚起又は勧告が発せられた場合は、別表3「津波に対する船舶対応表」に定める措置を実施する。

ロ 気象庁から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、発表時をもって港長から勧告が発せられたものとする。

#### （4）南海トラフ地震対策

イ 南海トラフ地震に関し港長から注意喚起又は勧告が発せられた場合

は、別表4「南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表」に定める措置を実施する。

- ロ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、発表時をもって港長から注意喚起が発せられたものとする。
- ハ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、発表時をもって港長から勧告が発せられたものとする。
- ニ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）の発表中に気象庁から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、前述（3）の対応に切り換わる。

### 3 情報の伝達等

#### （1）情報の伝達

委員会の事務局は、港長が発した注意喚起及び勧告を「松山港自然災害対策委員会会員名簿」（以下「会員名簿」という。）により、会員に対して電話、ファックス等で確実に伝達するものとする。

#### （2）気象情報等の把握

会員は、気象庁が発表する気象情報等及び港長が発する注意喚起又は勧告の情報に留意するものとする。

#### （3）会員名簿」の更新

会員は、「会員名簿」に変更があった場合は、その都度、変更事項等を委員会の事務局に連絡するものとする。

### 4 留意事項

#### （1）自主安全基準の遵守

船舶は、本要領によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守するものとする。

#### （2）通信手段の確保等

国際VHFを搭載する船舶は、常時16ch聴守するとともに、その他の船舶も、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。

また、AISを搭載する船舶は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うものとする。

### (3) 避難状況の連絡

避難船舶は、自船の避難状況、台風・津波等の状況及び台風・津波等来襲後の異常の有無等について、できる限り関係者に連絡するものとする。

### (4) 避難船舶の遵守事項

イ 避難船舶は、見張りを強化するとともに、レーダー等で自他船の位置を監視し、他船との衝突、乗揚げ、走錨防止に努める。

ロ 避難船舶は、機関を用意し、直ちに運航できる態勢を保持し、他船との衝突、乗揚げ及び走錨防止に努める。

### (5) 会員の支援

会員は、本要領による措置の徹底を図るため、必要な支援、協力をを行うものとする。

附則 本要領は、平成28年6月16日から施行する。

令和2年8月4日 別表1「台風に対する船舶対応表」の一部改正

令和3年7月20日 対策の実施について一部改正

令和7年7月2日 別表4「南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表」の一部改正

## 台風に対する船舶対応表（船舶対応表）

区分	発令時期・要件	船舶の対応措置
注意喚起	原則として、台風が松山地方に接近する虞があると判断される場合	1 最新の気象情報等を収集し、台風の動向等に留意する 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する
警戒勧告 (第一警戒体制)	原則として、台風が松山地方に接近する虞があり影響を被ると判断される場合 (6時間以内に強風域【風速15m/s以上】に入ると予想されるとき。) ただし、「早期避難が必要な台風」と判断した場合は、強風域に入ると予想される24時間前に発令する。※	1 旅客船及び海上タクシー等は、予定航路の気象状況の把握に努め、運航管理規定による運航中止基準を厳守すること 2 漁船及びプレジャーボート等小型船は、陸揚げ、流出防止又は安全な場所への避難準備をすること 3 港湾工事等の作業現場においては、資機材の流出防止等の荒天準備を行い、作業船は作業を中止し避難準備をすること 4 修理等により係船中の船舶で、運航可能な船舶は早期に安全な海域へ避難準備い、避難不可能な船舶は台風の直撃を想定した対策を講じること 5 荷役中又は荷役準備中の船舶にあっては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止等の調整を図り、避難時期を逸することがないよう留意すること 6 上記以外の船舶は、台風情報に留意し、乗組員を待機させるほか、荒天及び避難準備を行うとともに必要に応じて直ちに運航できる態勢を整えること 7 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する
避難勧告 (第二警戒体制)	原則として、台風が松山地方に直撃する虞が極めて高い場合又は松山周辺海域が重大な影響を被ると判断される場合 (6時間以内に暴風域【風速25m/s以上】に入ると予想されるとき。)	1 松山港の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶(松山港を基地とする給油船を除く)は、原則として離岸し安全な海域に避難すること 2 入港船は入港を見合わせ安全な海域へ避難する 3 その他の船舶については、係留状況及び固縛状況を確認し、天候等が回復するまでに十分注意すること 4 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する
解除	原則として、松山周辺海域が台風の暴風域を外れた時又は台風の影響圏外となつたと判断されたとき	すべての警戒体制の解除

※早期避難が必要な台風とは「松山地方及び周辺海域を通過する際に、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある台風等」を想定する。

判定の目安①台風情報の5日(120時間)予報において、3日後の予報で暴風警戒域に入っている。

②台風情報の5日(120時間)予報において、「3日後の予報が強い勢力(最大風速40m/s以上)を維持している。」又は、「北緯20度線を越えた時点で、台風の強さが『強い』以上であり、北緯30度線までに『非常に強い』以上となる予報がなされている。」

別表2

## 発達した低気圧等に対する船舶対応表（船舶対応表）

区分	発令時期・要件	船舶の対応措置
注意喚起	原則として、気象台から強風注意報が発表され、今後松山地方に暴風警報が発表される虞があると判断される場合	1 最新の気象情報等を収集し、気象台からの情報に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
警戒勧告 (第一警戒体制)	原則として、気象台から暴風警報(風速25m/s以上)の発表を予測した府県気象情報(暴風及び高波に関する情報)が発表され又は発表されることが明らかとなつた場合	1 旅客船及び海上タクシー等は、予定航路の気象状況の把握に努め、運航管理規定による運航中止基準を厳守すること 2 漁船及びプレジャーボート等小型船は、陸揚げ、流出防止又は安全な場所への避難準備をすること 3 港湾工事等の作業現場においては、資機材の流出防止等の荒天準備を行い、作業船は作業を中止し、避難準備をすること 4 修理等により係船中の船舶で、運航可能な船舶は早期に安全な海域へ避難準備い、避難不可能な船舶は台風の直撃を想定した対策を講じること 5 荷役中又は荷役準備中の船舶にあっては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止等の調整を図り、避難時期を逸することがないよう留意すること 6 上記以外の船舶は、台風情報に留意し、乗組員を待機させるほか、荒天及び避難準備を行うとともに必要に応じて直ちに運航できる態勢を整えること 7 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する
避難勧告 (第二警戒体制)	原則として、松山港の平均風速が25m/s以上になると予想される場合	1 松山港の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶(松山港を基地とする給油船を除く)は、原則として離岸し安全な海域に避難すること 2 入港船は入港を見合わせ安全な海域へ避難する 3 その他の船舶については、係留状況及び固縛状況を確認し、天候等が回復するまでに十分注意すること 4 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する
解除	原則として、発表された警報注意報が解除されたとき。	すべての警戒体制の解除

別表3

## 津波に対する船舶対応表（船舶対応表）

区分	発令時期・要件	船舶の対応措置
注意喚起	原則として、気象庁から潮位変動等の津波に関する情報があつたとき。	1 最新の地震・津波情報等を収集し、潮位変動等に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する
警戒勧告 (第一警戒体制)	原則として、気象庁から松山地方に津波注意報(1m以下)が発表されたとき。	1 最新の地震・津波情報等を収集する。 2 大型船・中型船は、荷役・作業等を中止し、必要な避難準備(係留避泊、港外退避、陸上避難等)を整える。 3 小型船は、必要な避難準備(陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難)を整える。 4 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
避難勧告 (第二警戒体制)	原則として、気象庁から松山地方に津波警報(1~3m)又は大津波警報(3m~10m超)が発表されたとき。	1 最新の地震・津波情報等を収集する。 2 大型船・中型船は、直ちに荷役・作業等を中止し、津波来襲まで時間の余裕がある場合は、係留避泊又は港外の安全な海域へ避難する。 津波来襲まで時間の余裕がない場合は、可能な限り「投錨、増索等の係留強化」、「油・積荷等の流出防止」、「開口部閉鎖等の浸水防止」等の措置を執り、係留避泊、港内避泊又は陸上避難とする。 3 小型船は、津波来襲まで時間の余裕がある場合は、可能な限り「陸揚げ固縛又は係留強化」の後陸上避難する。 津波来襲まで時間の余裕がない場合は、陸上避難又は港内避泊とする。 4 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
解除	原則として、松山地方に発表された津波警報・注意報が解除されたとき。	すべての警戒体制の解除

【自主避難】 気象庁から発表される津波注意報又は津波警報を直接入手した場合は、同注意報又は警報の発表時をもって港長等からの警戒勧告又は避難勧告があつたものとみなして、在港船舶等に伝達し、原則として、この「津波に対する船舶対応表」を参考に、必要な措置を講じる。

## \* 定義

津波来襲までの時間的余裕

- : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態におくまで)をいう。
- : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- : 船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
- : 港外の水深が深く、十分な広い海域、沖合に避難する。(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)
- : 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)
- : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する)
- : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

**南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表(船舶対応表)**

区分	発令時期・要件	船舶の対応措置
		気象庁から南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、今後の気象庁の発表に留意すること
(注意喚起) 南海トラフ地震注意	気象庁から南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表されている間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること</li> <li>・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと</li> </ul>
(勧告) 南海トラフ地震警戒強化	気象庁から南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表されている間	<p>①在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に必要な支援体制の確保に係る確認</li> <li>・岸壁管理者の対応の確認</li> <li>・荷主企業等の対応の確認</li> <li>・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認</li> <li>・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること</li> </ul> <p>②自主的な避難行動をとること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること</li> </ul>
勧告解除	気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が終了したとき	南海トラフ地震警戒強化を解除し、南海トラフ地震注意を発出する (参考: 気象庁が発表する南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)が終了したときは、港長が発した南海トラフ地震注意は自動解除となり、解除の通知は行わない)

※気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、発表時をもって港長から南海トラフ地震注意(注意喚起)が発せられたものとする。

※気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、発表時をもって港長から南海トラフ地震警戒強化(勧告)が発せられたものとする。

※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)の発表中に、気象庁から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、別表3の対応に切り換わる。